

# エム・オーヒューマンサービス株式会社

## 障害福祉サービス（い〜ま L&O.C.S 岩倉）利用契約書

\_\_\_\_\_（以下「利用者」）エム・オーヒューマンサービス株式会社（以下「事業者」）は、事業者が障害福祉サービスを希望する利用者に対して提供する障害福祉サービス事業について、以下の通り契約します。

### 第1章 総 則

#### （契約の目的）

第1条 この契約は、利用者が可能な限りその地域における生活が継続できることを念頭に置いて、事業者が利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進できるように、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行い、利用者の立場に立った支援を行うことを目的として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく「障害福祉サービス事業」のサービスについて定めます。

#### （障害福祉サービス）

第2条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の障害福祉サービスを提供します。

- 2 障害福祉サービスの提供は、生活支援員、職業指導員等の従事者が当たります。
- 3 事業者は、利用者の障害程度に応じて、利用者に障害福祉サービスを提供します。
- 4 事業者は、日常生活の支援に当たっては、適切な技術をもって行います。
- 5 事業者は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

#### （契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までです。また支給決定の更新と共に、この契約は自動更新されるものとします。

### 第2章 サービス計画

#### （個別支援計画）

第4条 事業者は、次に掲げる事項を、サービス管理責任者に担当させます。

- 2 利用者について、その意向を踏まえた上で、障害福祉サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ個別支援計画書を作成します。
- 3 個別支援計画は、別紙「個別支援計画書」に定める通りとします。

- 4 個別支援計画作成後においても、個別支援計画の実施状況の把握を行うと共に、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。
- 5 障害福祉サービスの提供責任者は、個別支援計画を作成又は変更したときは、利用者にその内容について説明します。

### 第3章 利用料金

#### （利用料金）

- 第5条 利用者は、サービスの対価として市町村が定める定率負担額及び障害者総合支援法に基づく介護給付対象料金又は訓練等給付費等を事業者に支払います。
- 2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払いを利用者に請求できます。
  - 3 事業者は、障害福祉サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

#### （利用料金の支払い方法等）

- 第6条 利用者は、障害福祉サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金を事業者に支払います。
- 2 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を、翌月15日までに利用者へ送付します。
  - 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月末日までに支払います。
  - 4 事業者は、利用者からの利用料金の支払いを受けたときは、利用者へ領収書を発行します。但し、銀行振り込みの場合は、振込書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

### 第4章 事業者の義務

#### （健康管理）

- 第7条 事業者は、常に利用者の健康に注意すると共に、健康保持のために適切な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスの提供にあたり、利用者の生命、身体、財産等の権利に対する安全、確保に配慮します。

#### （相談援助）

- 第8条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族、後見人等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

#### （他の関連施設等の連絡）

- 第9条 事業者は、サービスの提供にあたり、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、サービスの提供終了（解約の場合も含まれます）に際しては、利用者又はその家族、後見人等に対して適切な指導を行うとともに、終了の旨をサービスの実施者に連絡します。

(緊急時の援助)

第10条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに利用者が指定するものに対し連絡する等の措置を講ずるとともに、協力医療機関又は利用者の指定する機関での診療を依頼します。

(身体拘束の禁止)

第11条 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急でやむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません(虐待防止のための措置)

第12条 事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的な研修を実施します。

(守秘義務)

第13条 事業者は正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を持する義務を負います。

2 事業者は、従業員が退職後、正当な理由がなく在職中に知り得た利用者又はその家族に関する個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

## 第5章 損害賠償

(損害賠償)

第14条 事業者は、障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族及び関係市町村に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

2 前項の場合、事業者は、利用者、もしくは家族、後見人等の求めがある場合には、当該損害発生状況、原因、損害発生後の事業者の対応について報告します。

3 事業者は、障害福祉サービスを提供する上で、事業者の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

(情報の保存)

第15条 事業者は、利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する書類等整備し、この契約終了後5年間保存します。

2 利用者は、事業所にて、当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。但し、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

4 事業者は、この契約に関する事項について、利用者の質問等があった場合は、適切な説明をします。

## 第6章 契約の終了

(契約の終了)

第16条 利用者は、30日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することによりこの契約を解約することができます。但し、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
  - (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
  - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- (1) 利用者が医療機関に入院し、明らかに契約期間以内に退院出来る見込みがない場合。
  - (2) 利用者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めるとき。
  - (3) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることが出来ない場合。
  - (4) 利用者が事業者を支払うべきサービス利用料金を2ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。
  - (5) 利用者が死亡した場合。

## 第7章 その他

### (苦情解決)

第17条 利用者又はその家族、後見人等は、事業者が提供した障害福祉サービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることが出来ます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性及びその方法について、利用者又はその家族、後見人等に文書で報告します。

2 事業者は、利用者又はその家族、後見人等が苦情申立てをした場合に、これを理由として利用者に対して、一切の不利益を与えません。

### (その他)

第18条 この契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、障害者総合支援法その他の関係法令に従い利用者、家族、後見人等、事業者が審議に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

令和 年 月 日

利 用 者 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事 業 者 所在地名古屋千種区茶屋坂通 2-14

名 称 エム・オーヒューマンサービス株式会社

代表者 代表取締役 奥野 悦弥 印